

居宅介護支援事業 重要事項説明書

1 事業者

法人の名称 : 株式会社マルジュ
法人の所在地 : 石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘1丁目262番地 モジュール103号
代表者氏名 : 代表取締役 大矢 節子
電話番号 : 076-204-7244

2 事業所の概要

事業所の名称 : 介護支援 マルジュ
事業所の所在地 : 石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘1丁目262番地 モジュール103号
指定事業所番号 : 1771400890
指定年月日 : 令和5年 8月 21日
サービス種類 : 居宅介護支援

3 運営方針

- ①居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、そのご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう行うものとします。
- ②ご利用者様の選択に基づき、保健医療サービスおよび福祉サービス等、多様な事業所の連帯により効果的に提供します。

4 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 3名

5 通常の事業実施地域

河北郡内灘町、津幡町、金沢市、かほく市 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

6 営業日及び営業時間

営業日は月曜日から金曜日までとします。(土日及び国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までは休日となります。)
営業時間は午前9時から午後6時まで。

7 サービス内容

① 居宅訪問

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたり、ご利用者様のおかれている環境の評価、現在の心身の状況、抱えている課題を把握するため、居宅訪問による面接を行います。

ケアプラン作成後においても、定期的（最低でも月に1回）に介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じてケアプランの変更などご利用者様が求められるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。

② 居宅サービス計画の作成

ご自宅において日常生活を営むために必要な介護保険サービスを利用できるよう、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

③ 事業所間の連絡調整

ケアプランに基づいたサービス提供がご利用者様に確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ・相談業務 : 電話、訪問、来所などを通して利用者様からの相談に適切に対応いたします。
- ・申請代行 : 介護認定の申請、その他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。
- ・給付事務 : 石川県国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。

8 利用料金（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるためご利用者様が当事業所に対して自己負担はありません。

ただし、ご利用者様の保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと全額払い戻しを受けられます。

要介護1・2	月 10,860円
要介護3・4・5	月 14,110円
居宅介護初回加算	3,000円

※前述に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更する事ができるものとします。

※交通費については、通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をお支払いいただきます。

9 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びご家族様に関する秘密及び個人情報については、利用者様または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書によりご利用者様の同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者様またはそのご家族様の個人情報を用いません。

10 公平中立なケアマネジメントの確保（契約時の説明等）

ご利用者様の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご利用者様やそのご家族様に対して、ご利用者様はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事を義務付け、これらに反した場合は報酬を減額します。

※ なお、例えば、集合住宅居住者において、特定の事業者のサービス利用が入居条件とされ、ご利用者様の意思、アセスメント等を勘定せずに、ご利用者様にとって適切なケアプランの作成が行われていない実態があるとの指摘も踏まえ、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内などの居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付ける事は適切でない事を明確にします。

11 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員の交替の申し出をすることがあります。

交替する場合は、ご利用者様に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご利用者様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事ができます。解約料はかかりません。書類等も必要ありません。

12 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合は、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください（お渡しした名刺をご提示ください）。

1.3 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1.4 感染症及びまん延の防止の為の措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止の為の指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止の為の研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

1.5 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

サービス相談窓口 : 介護支援マルジュ
担当者 : 大矢 節子
受付時間 : 月～金曜日 9時～18時

その他の窓口 : 内灘町役場 福祉課 076-286-6703
金沢市役所 介護保険課 076-220-2264
かほく市役所 市民部 長寿介護課 076-283-2458
津幡町役場 福祉課 076-288-2458
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情110番
076-231-1110

1.6 緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時にご利用様の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、ご利用様のご家族様に連絡をし、必要な処置を講じます。

1.7 虐待防止に関する事項

事業所は、ご利用様の人権擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 全ての従業者に対する利用者の人権擁護及び利用者虐待の防止に係る研修の実施(年1回以上)
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
- ⑥ 委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

介護支援マルジュ

説明者
